

質問・意見に対する農林水産省説明資料

[前回資料 3 - 1 審査メモ P. 2]

前回資料 1 の別添 P. 134]

○ 海面漁業地域調査票の変更

漁業地区の会合・集会等の開催状況を把握する選択肢の再考

漁業地区の会合・集会等の開催状況を把握する選択肢のうち「企業参入（漁業権の問題を含む）」は分かりにくい。報告者にとって紛れのない分かりやすい表記に改めるべきではないか。

また、選択肢の順番についても「特定区画漁業権・共同漁業権の変更」を最初に持ってくるなど、選択肢の並び順にも工夫の余地があるのではないか。

【回答】

より報告者が紛れなく記入する観点から、また、漁業地区の会合・集会等で中心的議題となる頻度が高いと思われる「特定区画漁業権・共同漁業権の変更」を先頭にして、調査票を以下のとおり修正する。

申請時案

II 漁業地区の会合・集会等の開催状況

過去 1 年間に漁業協同組合本所・支所が関係する会合・集会等が開催されましたか。開催があった場合は、「ある（回数）」欄に開催回数を記入し、その議題について、**当てはまるものすべてに記入してください。**

会合・集会等の開催 (いずれかに記入)		会合・集会等の議題（該当するものすべてにマーク）							
なし	ある (回数)	企業参入 (漁業権の問題を含む)	特定区画漁業権・ 共同漁業権の変更	漁業権放棄	漁業補償	地元地区の共用財産・ 共有施設の管理	自然環境の保全	地元地区の行事 (祭り・イベント等)	その他
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310
0	:	0	0	0	0	0	0	0	0

会合・集会等の開催があった場合

会合・集会等の開催がなかった場合は次に進んでください

変更案

II 漁業地区の会合・集会等の開催状況

過去 1 年間に漁業協同組合本所・支所が関係する会合・集会等が開催されましたか。開催があった場合は、「ある（回数）」欄に開催回数を記入し、その議題について、**当てはまるものすべてに記入してください。**

会合・集会等の開催 (いずれかに記入)		会合・集会等の議題（該当するものすべてにマーク）							
なし	ある (回数)	特定区画漁業権・ 共同漁業権の変更	企業参入	漁業権放棄	漁業補償	地元地区の共用財産・ 共有施設の管理	自然環境の保全	地元地区の行事 (祭り・イベント等)	その他
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310
0	:	0	0	0	0	0	0	0	0

会合・集会等の開催があった場合

会合・集会等の開催がなかった場合は次に進んでください

○ 海面漁業地域調査票の変更

漁業地区における「活性化の取組」を把握する調査事項における、記入漏れか該当なしかを審査する項目の必要性

漁業地区における「活性化の取組」を把握する調査事項について、すべてに該当しないというケースも考えられるが、現行案では、何も記載されていない場合に、該当する活動がなかったのか、記入漏れなのか判断できないのではないか。

【回答】

すべての選択肢が該当しないケースもありうるため、調査実務者の審査や照会に掛かる労力を軽減する観点からも、該当がない旨の選択肢を追加する。

申請時案

Ⅲ 活性化の取組

- 1 過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区で**実施したものすべて**に記入してください。

関係する活動（該当するものすべてにマーク）					
新規漁業就業者・ 後継者を確保する取組	ゴミ(漂着・ 漂流・海底)の清掃活動	6次産業化への取組	ブルー・ツーリズムの取組	水産に関する伝統的な 祭り・文化・芸能の保存	その他の各種イベントの開催
311	312	313	314	315	316
○	○	○	○	○	○

変更案

Ⅲ 活性化の取組

- 1 過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区で**実施したものすべて**に記入してください。

関係する活動（該当するものすべてにマーク）					
新規漁業就業者・ 後継者を確保する取組	ゴミ(海岸・ 海上・海底)の清掃活動	6次産業化への取組	ブルー・ツーリズムの取組	水産に関する伝統的な 祭り・文化・芸能の保存	その他の各種イベントの開催
311	312	313	314	315	316
○	○	○	○	○	○

左記の活動は実施していない

					317
					○

○ 海面漁業地域調査票の変更

「活性化の取組」の選択肢のうち「ゴミ（漂着・漂流・海底）の清掃活動」における「放置ゴミ」の扱い

「活性化の取組」の選択肢のうち「ゴミ（漂着・漂流・海底）の清掃活動」の選択肢について、実態としては、漂流ゴミ以上に来客の放置ゴミが最も量的にも多く問題であるが、それが含まれなくなるのではないか。

【回答】

- 1 漁協では、漁業の操業中に漁網に混入したゴミや定置網に引っかかったゴミ等について、回収・処分を行うほか、海浜清掃の取組を行っている。
- 2 海浜清掃では、沖から漂着したゴミに限らず、釣り人や海水浴客を始めとする放置ゴミ等も対象としていることから、調査票を以下のとおり修正する。また、記入要領の中に、「海岸」には、漂着ゴミだけでなく放置ゴミが含まれることを明記する。

申請時案

Ⅲ 活性化の取組

- 1 過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区で**実施したものすべて**に記入してください。

関係する活動（該当するものすべてにマーク）					
新規漁業就業者・後継者を確保する取組	ゴミ（漂着・漂流・海底）の清掃活動	6次産業化への取組	ブルー・ツーリズムの取組	水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	その他の各種イベントの開催
311	312	313	314	315	316
0	0	0	0	0	0

変更案

Ⅲ 活性化の取組

- 1 過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区で**実施したものすべて**に記入してください。

関係する活動（該当するものすべてにマーク）					
新規漁業就業者・後継者を確保する取組	ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動	6次産業化への取組	ブルー・ツーリズムの取組	水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	その他の各種イベントの開催
311	312	313	314	315	316
0	0	0	0	0	0

左記の活動は実施していない

申請時案のゴミの清掃活動は、漁場となる海に着目し「漂着・漂流・海底」と表記していたが、釣り人や海水浴客を始めとする放置ゴミ等が対象となることを踏まえ、清掃場所に着目した「海岸・海上・海底」の表記に改めた。

○ 漁業経営体調査票 I (個人経営体用) の変更

個人経営体における世帯員 (うち、14 歳以下) 数の項目削除

個人経営体における世帯員 (うち、14 歳以下) 数については、今後の漁業の就業構造を検討する上でも重要な情報であることから、調査項目から削除すべきではないのではないか。

【回答】

1 当該項目については、今後の漁業への後継者や就業構造を検討する上で重要な情報であるとの指摘等を踏まえ、再検討した結果、引き続き漁業センサスにおいて把握することとし、これまでどおりの統計データを提供することとする。

(海面漁業調査漁業経営体調査票 I (個人経営体用)、内水面漁業調査内水面漁業経営体調査票 I (個人経営体用) のそれぞれに復活)

変更案 [前回調査事項の復活]

I 世帯について

1 世帯員すべての人数

11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

		(人)			
		すべての世帯員		うち、 以下、満14歳 世帯員	
男	701	:	:	:	:
女	702	:	:	:	:

2 本調査事項は、漁村地域の活性化等の施策において、漁村における漁業世帯の人口を把握するデータとして活用されてきたが、現在では、水産庁が保有する行政資料「漁港背後集落における現状把握のための実態調査」のデータが主に活用され、行政利用における把握の必要性は低下している。

しかしながら、「漁港背後集落における現状把握のための実態調査」のデータでは、漁家世帯人口のデータはあるが、年齢の区分がないなど、本調査項目から得られる統計を代替できる現状にはない。

なお、「漁港背後集落における現状把握のための実態調査」の概要は別紙のとおり。

「漁港背後集落における現状把握のための実態調査」について

1 調査目的

本調査は、漁村施策の効率的・効果的な推進を図るとともに、快適な漁港環境の形成及び漁村の防災対策の推進等を目的とする漁業集落の環境整備関連事業を実施する上での基礎資料とするため、漁村地域の現状及び地域防災対策の実施状況の把握を行うもの。

2 調査対象

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に基づく指定漁港の漁港背後集落（4,156 集落（平成 26 年度末））

3 調査項目

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・ 集落人口 | ・ 漁業依存度順位 |
| ・ 65 歳以上の人口 | ・ 漁家比率順位 |
| ・ 漁家世帯人口 | ・ 污水处理構想 |
| ・ 漁業就業者数 | ・ 漁業集落環境整備事業等の実施状況 |
| ・ 集落世帯数 | ・ 漁業集落排水施設整備の実施状況 |
| ・ 漁家世帯数 | ・ 漁業集落排水処理区域人口 |

等 計 41 項目

4 調査方法

水産庁から都道府県水産主管課へ調査票の記入を依頼。都道府県において保有する情報や関係者の協力を得つつ調査票を作成。

5 調査周期及び調査期日

毎年

原則として 3 月末現在（10 月中～下旬調査）

6 公表

調査結果の一部（集落人口、65 歳以上人口等の都道府県値）を水産庁HPで公表（3 月末まで）。

漁港背後集落の現状把握のための実態調査

No.)		5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	35)	
県No.	都道府県	集落数	集落人口	65歳以上人口	漁家世帯人口	漁業就業者数	集落世帯数	漁家世帯数	漁家比率	夜間加療迄の時間 平均
(単位)		(集落)	(人)			(世帯)		(%)	(分)	
1	北海道	474	187,156	67,346	38,882	24,520	90,582	12,372	13.7%	18.3
2	青森県	201	87,962	30,995	19,597	12,608	37,166	6,720	18.1%	19.5
3	岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0
4	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0
5	秋田県	45	27,855	10,418	2,284	1,041	11,051	698	6.3%	22.1
6	山形県	17	8,232	3,196	888	364	2,881	346	12.0%	215.6
7	福島県	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0
8	茨城県	47	38,198	11,401	2,358	849	14,186	717	5.1%	13.5
9	千葉県	112	93,921	34,388	10,714	7,148	42,107	4,106	9.8%	13.8
10	東京都	19	11,344	3,758	972	305	6,571	293	4.5%	12.9
11	神奈川県	28	41,630	13,751	2,691	1,136	17,987	972	5.4%	9.6
12	新潟県	174	51,435	20,572	7,199	3,312	19,735	2,615	13.3%	24.4
13	富山県	30	24,956	9,188	1,290	548	9,344	430	4.6%	10.9
14	石川県	108	39,553	15,997	7,174	3,481	15,633	2,311	14.8%	20.2
15	福井県	82	17,764	6,478	4,781	2,089	6,401	1,444	22.6%	17.9
16	静岡県	98	75,922	27,600	4,435	2,221	34,016	1,825	5.4%	18.4
17	愛知県	57	63,742	18,496	6,582	2,968	21,606	1,917	8.9%	9.0
18	三重県	81	85,486	31,323	9,954	6,109	36,525	3,842	10.5%	22.3
19	滋賀県	32	21,322	5,800	1,590	605	7,907	452	5.7%	11.9
20	京都府	40	19,241	7,372	3,489	1,270	8,022	1,220	15.2%	22.6
21	大阪府	15	15,857	4,008	1,095	402	6,765	299	4.4%	16.0
22	兵庫県	64	49,389	15,157	7,604	3,659	20,656	2,384	11.5%	23.0
23	和歌山県	118	69,552	26,302	9,086	4,183	32,198	3,285	10.2%	13.8
24	鳥取県	29	26,854	9,115	1,717	717	10,470	588	5.6%	20.8
25	島根県	124	44,714	17,257	8,183	3,623	19,154	3,061	16.0%	20.4
26	岡山県	38	19,492	7,383	1,857	1,106	8,679	795	9.2%	13.7
27	広島県	76	57,622	22,266	4,668	2,815	27,696	2,050	7.4%	16.8
28	山口県	175	77,894	33,468	10,228	5,800	37,366	4,690	12.6%	21.1
29	徳島県	39	17,381	7,532	4,540	2,435	7,996	1,745	21.8%	13.7
30	香川県	98	27,209	10,687	4,318	2,474	11,940	1,609	13.5%	16.7
31	愛媛県	307	82,663	34,470	15,040	7,269	37,443	5,694	15.2%	18.1
32	高知県	105	46,076	19,539	10,171	4,818	23,052	3,954	17.2%	19.3
33	福岡県	81	66,206	22,853	8,061	4,010	26,118	2,530	9.7%	14.2
34	佐賀県	76	44,126	14,043	7,439	3,411	14,580	2,048	14.1%	14.4
35	長崎県	460	129,513	48,227	33,243	15,484	57,099	12,437	21.8%	17.1
36	熊本県	183	76,478	29,097	17,268	8,803	31,933	6,164	19.3%	15.3
37	大分県	185	53,969	21,705	11,840	5,747	24,738	4,199	17.0%	15.1
38	宮崎県	35	21,772	8,082	3,793	1,833	10,058	1,353	13.5%	15.5
39	鹿児島県	179	80,760	31,254	9,357	5,191	40,176	4,054	10.1%	19.9
40	沖縄県	124	86,742	22,248	6,258	2,945	38,467	2,540	6.6%	22.6
合計		4,156	1,989,988	722,772	300,646	157,299	868,304	107,759	12.4%	22.4

注：各集落毎のデータについては、外部からのデータ提供の要望があった場合のみ、都道

(平成 27 年度) 都道府県別調査結果 (一部抜粋)

36)	37)	38)	39)		40)		41)			
医療施設迄の距離	小学校迄の距離	IC迄の距離	集落背後地形		集落立地		集落形態			
平均	平均	平均	崖や山が迫る集落	同左率	急傾斜地の集落	同左率	散居	集居	列密居	塊密居
(km)	(km)	(km)	(集落)	(%)	(集落)	(%)	(集落)			
8.7	3.5	110.9	262	55.3%	92	19.4%	44	146	251	33
7.9	4.1	73.5	86	42.8%	51	25.4%	10	68	109	14
0.0	0.0	0.0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0
0.0	0.0	0.0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0
10.7	3.0	22.9	19	42.2%	17	37.8%	0	13	22	10
13.4	2.2	12.7	17	100.0%	5	29.4%	0	5	12	0
0.0	0.0	0.0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0
4.9	2.6	16.1	7	14.9%	4	8.5%	5	32	8	2
4.9	1.8	28.6	34	30.4%	10	8.9%	5	27	58	22
5.7	3.7	238.9	6	31.6%	3	15.8%	3	14	2	0
2.9	1.4	9.0	12	42.9%	3	10.7%	6	8	6	8
12.1	4.8	69.7	107	61.5%	44	25.3%	12	30	122	10
5.0	3.0	6.5	15	50.0%	15	50.0%	0	6	5	19
6.7	4.6	26.0	68	63.0%	31	28.7%	1	15	59	33
8.1	3.4	22.2	66	80.5%	29	35.4%	2	5	39	36
3.4	2.7	44.5	79	80.6%	24	24.5%	6	23	38	31
2.1	1.1	20.8	7	12.3%	2	3.5%	6	24	13	14
6.0	2.4	17.6	47	58.0%	30	37.0%	4	14	33	30
3.3	2.1	21.3	3	9.4%	1	3.1%	1	15	5	11
9.4	4.2	24.5	26	65.0%	15	37.5%	2	9	26	3
4.1	1.0	6.0	1	6.7%	1	6.7%	0	5	9	1
3.8	2.4	24.8	31	48.4%	14	21.9%	4	5	30	25
5.4	1.7	28.5	61	51.7%	32	27.1%	15	34	19	50
6.5	1.8	9.2	11	37.9%	5	17.2%	1	9	9	10
5.4	3.1	44.4	81	65.3%	35	28.2%	11	34	50	29
5.4	1.8	16.6	33	86.8%	15	39.5%	0	7	29	2
3.8	2.9	33.4	51	67.1%	32	42.1%	3	26	28	19
6.9	2.7	33.5	68	38.9%	40	22.9%	13	32	87	43
6.0	2.1	37.1	17	43.6%	8	20.5%	6	12	13	8
5.6	3.3	23.4	54	55.1%	19	19.4%	5	39	37	17
7.6	3.6	29.0	256	83.4%	114	37.1%	11	67	127	102
6.7	3.7	58.5	76	72.4%	32	30.5%	14	13	53	25
3.5	1.4	14.2	22	27.2%	16	19.8%	3	43	18	17
4.1	1.7	29.6	35	46.1%	18	23.7%	8	32	20	16
7.3	3.0	87.3	281	61.1%	172	37.4%	74	155	167	64
3.8	3.2	59.1	105	57.4%	57	31.1%	36	53	56	38
5.2	4.5	21.1	122	65.9%	60	32.4%	26	41	54	64
5.5	2.5	29.3	22	62.9%	5	14.3%	3	8	14	10
6.7	2.4	145.9	102	57.0%	63	35.2%	22	61	64	32
5.8	1.6	136.1	33	26.6%	11	8.9%	12	68	12	32
6.1	2.7	44.1	2323	51.4%	1125	24.8%	374	1,198	1,704	880

府県及び市町村の了承を得た上で公表することとしている。

○ 漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）の変更

団体経営体の「漁業に従事した責任のある者」と「海上作業に雇った人（役職者）」のどちらに該当するかのだ丁寧な説明

団体経営体の「漁業に従事した責任のある者」と「海上作業に雇った人（役職者）」を分けて記入してもらう設計となっているため、報告者がどちらの調査事項に記入したらよいか迷うことが懸念される。このようなことがないように丁寧の説明をする必要があるのではないか。

【回答】

報告者に紛れのない記入をしてもらえるよう、調査票上の説明を以下のとおり修正する。

申請時案

I 漁業の従事者

1 漁業に従事した責任のある者

過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）に漁業に従事した人のうち、海上作業や陸上作業に責任のある者（役員（支配人や代理を委任された者を含む。）に限る。）について記入してください。

本欄に記入するのは、経営主のほか、役員のうち、過去1年間に漁業（管理業務を含む。）に従事した者のみです。役員会に出席するだけの方は、記入する必要はありません。

経営主	海上作業において責任のある者（役員に限る）					の陸上作業において責任のある者（役員に限る）	性別		出生の年月				漁業従事日数 (陸上作業を含みます。)	うち、海上作業日数	海上作業日数が多かった漁業種類			10月下旬に海上作業に従事	陸上作業に従事								
	漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	その他		男	女	該当する元号と年月を記入						1位	2位	3位										
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯									
該当するすべてにマーク							いずれかにマーク	大正	昭和	平成	年	月	(日)	(日)	全国漁業種類番号を記入			該当するすべてにマーク									
601	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	:	:	1	:	:	1	:	:	1	:	:	0	0

変更案

I 漁業の従事者

1 漁業に従事した責任のある者（役員（支配人や代理を委任された者を含む。）に限る。）

過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）に漁業に従事した人のうち、海上作業や陸上作業に責任のある者について記入してください。（役員以外の雇用者については、次ページに記入してください。）

本欄に記入するのは、経営主のほか、役員のうち、過去1年間に漁業（管理業務を含む。）に従事した者のみです。役員会に出席するだけの方は、記入する必要はありません。

（調査事項（略））

○ 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）、Ⅱ（団体経営体用）の変更

漁獲物・収獲物の出荷先の選択肢のうち「消費者に直接販売」に関して記入者が紛れなく記入する工夫

「消費者に直接販売」の内訳項目である「自営の水産物直売所」の「自営」とは、個人で運営している直売所なのか、漁協が直営している直売所も含むのか。

また、近年、道の駅での販売が増えており、「その他の水産物販売所」に該当するのであれば、それを明確にすべきではないか。

【回答】

- 「自営の水産物直売所」とは、漁業経営体が自ら運営する直売所であるが、これをより明確とするため、調査票に設けている用語の解説を以下のとおり、個人経営体用と団体経営体用に分けて修正する。
- 「道の駅」に直売所がある場合には、直売所の運営が自営か自営でないかにより、「自営の水産物直売所」か「その他の水産物直売所」に分かれることとなる。

申請時案

- 5 過去1年間のすべての漁獲物・収獲物の出荷先に記入してください。また、**出荷額の最も多かった出荷先一つ**に記入してください。

出 荷 先 (該当すべてにマーク)	581	漁業協同組合 以外の卸売市場	漁業協同組合	流通業者・加工業者	小売業者・生協	外食産業	消費者に直接販売			その他
							自営の 水産物直売所	その他の 水産物直売所	他の方法	
出荷額の最も多かった出荷先 (一つにマーク)	582	0	0	0	0	0	0	0	0	0

消費者に直接販売には、自ら生産した水産物又はそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。
自営の水産物直売所には、自らが運営する直売所が該当します。
その他の水産物直売所には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します。
他の方法には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

変更案

(個人経営体用)

(団体経営体用)

消費者に直接販売には、自ら生産した水産物又はそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。
自営の水産物直売所には、**漁業者**自らが運営する直売所が該当します。
その他の水産物直売所には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します。**（漁業協同組合の直売所、道の駅など。）**
他の方法には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

消費者に直接販売には、自ら生産した水産物又はそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。
自営の水産物直売所には、**団体経営体**自らが運営する直売所が該当します。
その他の水産物直売所には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します。
他の方法には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

千葉県からの意見に対する農林水産省説明資料

[前回資料 3 - 1 審査メモ P. 6~8]

- 漁業経営体調査票 I (個人経営体用)、II (団体経営体用) の変更 (海上作業に雇った人のうち、日本人について居住地別 (同一市町村、その他の県内、県外) に関する項目の削除)

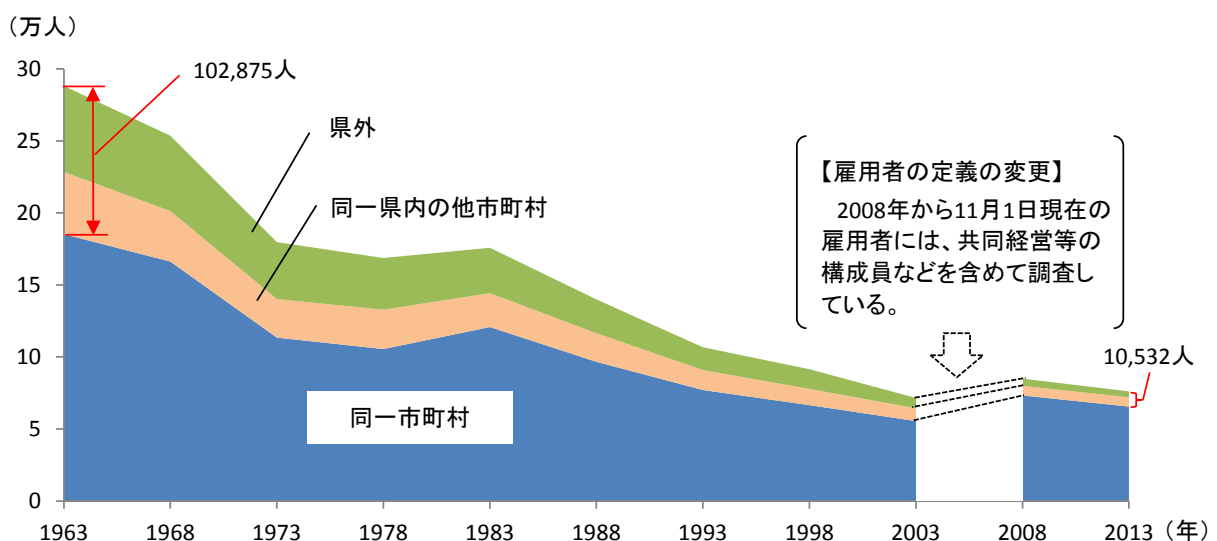
意見：現状維持を希望

理由：他業種との競合により雇用の確保が困難となる中、現状の雇った人の居住地を把握することは、地域の雇用状況にあった効果的な雇用情報の提供先の検討に資することから当該調査項目を残す必要がある。

【回答】

- 1 漁業における雇用者の確保は、漁業特有の労働条件の厳しさに加え、他産業との競合も増しており、以前より困難な状況である。
- 2 そのような中、①漁業経営体が社宅や寮を準備し、遠方在住者でも転居の上、雇用就業出来る環境を整備するケース、②若者がサーフィンをしつつ漁船に乗ることで収入を得られる地域に移住し漁業に就業するケース、③道路網の整備が進んだこと等により、遠方からの通いでも、漁船での操業や養殖施設での作業に従事可能となるケースなど、様々な就業形態が存在している。
- 3 また、これまでの調査結果の推移をみると、「同一県内の他市町村」や「県外」に居住する雇用者は減少傾向で推移しており、1963年には両方で10万人以上いた雇用者は、2013年には1万人程度まで減少してきている。

図 11月1日現在の海上作業に従事した居住地別雇用者数



資料：農林水産省「漁業センサス」

- 4 このように、就業形態の変化により、居住にも様々なケースが存在することや同一市町村外からの雇用者が非常に少なくなっている現状の中で、調査日時点の雇用者の居住地域を市町村域、県域ということだけで把握する必然性は薄れてきている。
- 5 特に、本項目については、雇用者ごとに居住地を確認しつつ記入する必要があり他の項目と比べ労力がかかるほか、継続するには、全体で31項目の設定を復活する必要がある。
- 6 本項目の削除について千葉県以外の7県(※この7県で全国の漁業経営体の約22%を占める)に確認したところ、4つの県の水産主管課からは引き続き調査項目として継続を望む声があったものの具体的な利活用実績については確認できず、むしろ、6県中4県の統計主管課からは、記入者や調査員負担の観点とこれまで利活用実績や照会ニーズがなかったこと等から削除を要望する意見が聞かれた。
- 7 これらのことから、本項目については、申請時の案のとおり削除することとしたい。
なお、本調査事項の変更理由等については、都道府県等に対する説明会等において、丁寧に説明することとしたい。

[前回資料3-1 審査メモ P.16・17]

- 内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）、Ⅱ（団体経営体用）の変更（内水面養殖業における養殖種類の選択区分の変更（観賞用について、「錦ごい」・「きんぎょ」から「錦ごい」・「その他」へ変更）

意見：「きんぎょ」は残し、「その他」を追加することを希望。

理由：「きんぎょ」は「錦ごい」とともに、我が国から輸出する観賞魚として主要な魚種であり実態の把握が必要であるとともに、行政機関から情報提供が可能な資料として活用していること。また、魚類防疫対策の関連施策等における養殖実態を把握する上で、従前からの主要な魚種である「きんぎょ」、「錦ごい」と、近年取扱いが急激に増加しているミドリガメ等は分けて調査を行う必要がある。

【回答】

- 1 内水面漁業経営体については、該当する経営体が引き続き減少傾向（下表参照）にあり、2013年における観賞用きんぎょ（ミドリガメ等を含む）を養殖する経営体は、406経営体である。
- 2 内水面漁業経営体調査票には、営んだ養殖種類について、全国一律のものとは別に、都道府県ごとに設定する「地方選定養殖種類」の欄を設けており、その欄を活用することが可能で、きんぎょを養殖する内水面漁業経営体の数は把握できる。
- 3 本項目の分離・追加について千葉県以外の7県に確認したところ、不要とする意見が5県を占める中、2県の水産主管課からは分離・追加を望む声もあったものの、具体的な利活用実績については確認できなかった。また、6県中5県の統計主管課からは、記入者や調査員負担の観点等から分離・追加すべきではないとの意見が聞かれた。
- 4 以上のことから本項目については、記入者負担を考慮し「観賞用きんぎょ」、「観賞用その他」の設定は行わず、申請時の案のとおりとしたい。

なお、今回の意見を踏まえ、調査票中の「地方選定漁業種類」「地方選定養殖種類」の欄を有効に活用することにより、地域の漁業実態のよりの確な把握に努めていただくよう周知を図ることとしたい。

表 営んだ養殖種類別経営体数（内水面）

単位：経営体

区分	全国			千葉		
	観賞用			観賞用		
	小計 (実数)	錦ごい	きんぎょ	小計 (実数)	錦ごい	きんぎょ
平成15年	1,385	988	530	10	8	4
20年	1,093	739	432	7	6	3
25年	911	591	406	11	9	3
増減率						
20年/15年 (%)	△ 21.1	△ 25.2	△ 18.5	△ 30.0	△ 25.0	△ 25.0
25年/20年 (%)	△ 16.7	△ 20.0	△ 6.0	57.1	50.0	0.0

資料：農林水産省「漁業センサス」より

[前回資料3-1 審査メモ P.21]

- 漁業経営体調査票 I (個人経営体用) の変更 (個人経営体における遊漁船業の過去 1 年間の延べ利用者数の削除)

意見：現状維持を希望

理由：資源管理に必要な遊漁船の採捕実態を推定するためなどに活用している重要な情報であること。また、当該調査項目は経営指導や新規参入等の検討の際に収入見込みや地域での遊漁実態を全国規模で把握している数少ない情報であるため。

【回答】

- 1 1 経営体あたりの利用者数に大きな変化はなく、遊漁船業を営む個人経営体を把握することで、利用者数については概ね推計が可能であると考えられる。

表 遊漁船業を営む経営体数及び利用者数 (海面漁業)

区 分	漁業経営体			年間延べ利用者数 (人)	1経営体あたり利用者数 (人)
	(経営体)	個人経営体 (経営体)	遊漁船業を営む経営体数 (経営体)		
平成20年	115,196	109,451	5,926	1,650,426	<u>279</u>
構成比 (%)	100.0	95.0	5.4	-	-
25年	94,507	89,470	4,638	1,344,347	<u>290</u>
構成比 (%)	100.0	94.7	5.2	-	-
増減率 25年/20年 (%)	△ 18.0	△ 18.3	△ 21.7	△ 18.5	3.9

資料：農林水産省「漁業センサス」より

- 2 なお、遊漁船業を営むには、都道府県知事の登録が義務づけられており、都道府県では、専門業者も含め、全ての遊漁船業者を把握している。都道府県ではその情報を用い別途の調査を実施する等により、資源管理に必要な遊漁船の採捕実態を推定するためのデータを始め、必要に応じた情報を入手することは可能と考えている。
- 3 本項目の削除について千葉県以外の7県に確認したところ、不要とする意見が4県を占める中、3県の水産主管課からは継続を望む声もあったものの具体的な利活用実績については確認できなかった。また、6県中4県の統計主管課からは、記入者や調査員負担の観点等から削除すべきとの意見が聞かれた。
- 4 以上のことから、本項目については、申請時の案のとおり削除することとしたい。
 なお、本調査事項の変更理由等については、都道府県等に対する説明会等において、丁寧に説明することとしたい。

平成 30 年 1 月 29 日
農 林 水 産 省

漁業と農林業の兼業について

漁業と農林業の兼業に関する情報について、現在の対応状況はどうか。
また、今後の対応についてどのように考えているか。

【回答】

1 世帯員の兼業状況

(1) 漁業センサスにおいては、個人経営体の漁業従事世帯員について、自家漁業以外の就業状況を把握しており、その選択肢の一つとして「自家漁業以外の自営業」がある。自営農業に従事している場合はこの選択肢に該当となり、2013 年漁業センサス結果によると、約 8 %の漁業従事世帯員が、主に「自家漁業以外の自営業」に従事している状況となっている（表 1）。

(2) 一方、農林業センサスにおいては、農林業経営体の世帯員について、過去 1 年間のふだんの状況として主に何をしていたかを把握しており、その選択肢の一つとして「主に農業以外の自営業を行った」がある。自家漁業の従事が主な状況であればこの選択肢に該当となり、2015 年農林業センサス結果によると、農林業経営体の世帯員のうち約 4 %が、主に「農業以外の自営業」に従事している状況となっている（表 2）。

表 1 主とする就業状況別漁業従事世帯員数

区分	計	自営業						共同経営に出資従事	雇われ		
		小計	自家漁業			その他の自営業	小計		漁業雇われ	漁業以外の仕事に雇われ	
			海上作業のみ	海上作業と陸上作業	陸上作業のみ						
平成 25 年	155,659	137,154	7,368	95,061	22,504	12,221	2,246	16,259	5,194	11,065	
構成比 (%)	100.0	88.1	4.7	61.1	14.5	7.9	1.4	10.4	3.3	7.1	

資料：農林水産省「漁業センサス」より

表 2 過去 1 年間の生活の主な状態別世帯員数

区分	計	主に仕事				主に家事・育児	学生	その他
		小計	自営農業が主	勤務が主	農業以外の自営業が主			
平成 27 年	4,488,612	3,369,561	1,755,461	1,443,030	171,070	351,565	251,899	515,587
構成比 (%)	100.0	75.1	39.1	32.1	3.8	7.8	5.6	11.5

資料：農林水産省「農林業センサス」より

2 家としての兼業状況

(1) 漁業センサスにおいては、個人経営体の兼業状況を把握しており、自営業については「水産加工業」、「民宿」、「遊漁船業」、「その他」の選択肢を設定している。農業を兼業している場合は「その他」に該当となり、2013年漁業センサス結果によると、約17.2%の個人漁業経営体が、「水産加工業、民宿、遊漁船以外の自営業」を営んでいる状況となっている（表3）。

(2) 一方、農林業センサスにおいては、販売農家の兼業状況を把握しており、2015年農林業センサス結果によると、約66.7%の販売農家が兼業という状況となっている（表4）。

表3 営んだ兼業種類別個人経営体数

区分	計	専業 経営体総数 (実数)	兼業 経営体総数 (実数)	自 営 業			
				水産加工業	民 宿	遊 漁 船 業	そ の 他
平成 25 年	89,470	44,498	44,972	1,377	1,190	4,638	15,368
構成比 (%)	100.0	49.7	50.3	1.5	1.3	5.2	17.2

勤 め	共同経営に 出資従事	雇 わ れ		
		小 計 (実数)	漁業雇われ	漁業以外の 仕事に雇われ
29,282	4,622	20,578	8,807	13,309
32.7	5.2	23.0	9.8	14.9

単位：経営体

資料：農林水産省「漁業センサス」より

表4 専兼業別販売農家数

区分	計	専業農家	兼業農家		
			小計	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
平成 27 年	1,329,591	442,805	886,786	164,790	721,996
構成比 (%)	100.0	33.3	66.7	12.4	54.3

単位：戸

資料：農林水産省「農林業センサス」より

3 今後の対応

2018年漁業センサスにおいては、漁業経営体の漁業以外の事業状況を把握する項目を強化し、「農業」の選択肢を追加することとしているため、漁業経営体における農業との兼業がより明らかになると考えている。

V 漁業以外の事業について

過去1年間に行った漁業以外の事業について、当てはまるものすべてに記入してください。
また、漁家民宿の過去1年間の延べ宿泊者数を記入してください。

	行っていない	水産物の加工	漁家民宿	漁家レストラン	遊漁船業	農業	小売業	その他
591	0	0	0	0	0	0	0	0

592	漁家民宿の延べ宿泊者数 万 千 百 十 (人)
	：
	：
	：
	：